

4 代理人が受給・申請する場合

だいにん <かわりの人>が お金をもらう・確認をするときに書いてください。

※代理人には条件があります。お金をもらうまでに時間がかかるかもしれません。詳しいことはコールセンターに電話して聞いてください。

次のことに誓約・同意してください。

- 私は表面の支給要件を全て満たしています。
 - 私と私の家族は租税条約の対象者ではありません。
 - 私と私の家族はまだ、同制度による給付金（7万円）を受給していません。
 - この申請内容を確認するため、福岡市があなたの個人情報について調査することに同意します。また、他の市区町村からの同様の調査に応じることに同意します。
 - 福岡市からの書類提出の依頼に応じます。
 - 申請した書類に不備があり、市が定める期限までに正しい内容に修正されない場合は、申請が取り下げられたものとみなします。
 - 提出した書類は返ってきません。
 - 福岡市が支給決定した後に、何らかの理由で支払いができず、2024年5月31日までに確認がとれない場合は給付金を受け取ることができません。
 - 申請の内容に嘘や誤りあったときは、給付金を返します。
- ※分からない場合はコールセンターに電話して聞いてください。

わからないことがある人は、下のコールセンター<相談できる電話>に相談してください。

福岡市緊急支援給付金コールセンター

TEL：0120-103-525

【相談できる時間：午前9時から午後6時まで
（土曜日・日曜日・祝日は休み）】

FAX：050-1704-1925

E-mail：r5kinkyushien@city-fukuoka-kyufu.com

※英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語で相談することができます。

4 代理人が受給・申請する場合

※申請書記載の代名など、支給口座の名義が申請者本人の場合には、代理人の欄の記載は不要です。（法定代理人を除く。）

代理人	フリガナ	世帯主との関係 ※①の欄に記入してください	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名	1.同一世帯 2.法定代理人 3.その他()	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話
上記の者を代理人と認め、給付金の受給を委任します。				署名(又は記名押印) †法定代理人の場合は署名不要です。

※代理人が受給する場合は、表面3に代理人名義の振込口座を記入してください。
※法定代理人による受給・申請の場合は、代理人氏名欄に自署又は記名押印してください。
法定代理人が法人の場合は、代表者名を併記のうえ、代表者印を押印してください。

【誓約・同意事項】※以下の①～⑨の項目の全てを必ず確認してください。

物価高騰緊急支援給付金の支給対象となるには、以下の①～⑨の全ての事項について、誓約・同意いただく必要があります。

- 表面の支給要件を全て満たしています。
- 世帯の中に、租税条約による住民税の免税の適用を受けている者はいません。
- 既に同制度による給付金(7万円)の支給を受けた世帯の世帯員ではありません。
- 給付金の支給要件を満たしていることを確認するために福岡市が必要とする住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の提供に必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意し、他の行政機関からの同様の求めにも応じることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 申請書の記載内容や添付書類に不備があり、市が定める期限までに必要な補正等が行われない場合には、市がこの申請を取り下げられたものとみなすことに同意します。
- この申請書及び提出された添付書類は、理由に関わらず不支給となった場合においても返却されないことに同意します。
- 福岡市が支給決定した後に、申請書(請求書)の不備による振込不能の事由により支払いが完了せず、かつ、令和6年5月31日までに福岡市が申請者に連絡、確認を行うことができなかった場合には、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後であっても、申請書(請求書)の記載事項について虚偽があることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類 下記の書類を令和6年4月30日(火)までに(消印有効)提出してください。

- 「令和5年度福岡市物価高騰緊急支援給付金申請書(請求書)」(本書)
※必ず事項を記入してください。
- 「申請者(世帯主)の本人確認書類の写し」
※申請者(世帯主)のマイナンバーカード(写しの写し)、運転免許証、健康保険被保険者証等の写しを添付してください。
※マイナンバーカードの裏面には、マイナンバーが記載されていますので、裏面の写しは添付しないでください。
※有効期限があるものは、期限が過ぎている場合は本人確認書類として認められません。
※本人確認書類は、原則として住所・氏名・生年月日が記載された公的機関が発行した書類とします。
なお、成年後見人などの法定代理人が申請される場合には、登記事項証明書等の代理権を確立できる書類に記載された住所・氏名が記載されたもの(変更がある場合は変更等が記載できる書類を添付したのもの)が必要です。
- 「振込口座を確認できる書類の写し」
※通帳(無印の場合はキャッシュカード)写、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カタカナ)を確認できる部分の写しを添付してください。(名義の全てが記載されたものに限る。)
- 表面2において、「国内」に記した全ての方:「令和5年度住民税非課税証明書」
- 表面2において、「海外」に記した全ての方:「入国日が分かる書類(パスポート、在留カード等)の写し」
※令和5年1月1日時点で世帯員が海外にいた世帯は、支給要件である「世帯全員が住民税均等割が非課税である」には該当しないものとします。
- 代理人が受給・申請する場合は
※代理人の本人確認書類の写し(法人の場合は、法人登記簿の写しと代表者の本人確認書類が必要です)
※世帯主と代理人との関係を証明する書類の写し(同一世帯員の場合は不要)
※詳しくは、市ホームページをご確認ください。別紙、記載例のコールセンターへお問い合わせください。

ていしゅうしょるい
提出書類

2024年4月30日(火曜日)までに、

下の書類を出してください。

(出す前に必ず確認してください)

- 申請書(この書類)
- 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード(表のみ)、運転免許証、在留カードなどの写し)
- 通帳やキャッシュカードの写し
- 表の2で「国内」にチェックした人
2023年度住民税非課税証明書
- 表の2で「海外」にチェックした人
入国日<日本にきた日>が分かる書類
(パスポート、在留カードなどの写し)
- 代理人が受給・申請する場合
 - 代理人の本人確認書類
 - 世帯主と代理人との関係を証明する書類の写し